

意見書案第7号

日本学術会議会員への任命拒否の撤回を求める意見書(案)

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し『日本学術会議会員への任命拒否の撤回を求める意見書』を別紙のとおり提出する。

令和2年12月24日

京田辺市議会

議長 松村 博司 様

提出者	京田辺市議会議員	青木 綱次郎
〃	〃	次田 典子
〃	〃	岡本 亮一
〃	〃	吉高 裕佳子
〃	〃	増富 理津子

日本学術会議会員への任命拒否の撤回を求める意見書（案）

菅首相は、日本学術会議第25期会員任命に際し、日本学術会議から推薦された105名の会員候補のうち6名の任命を拒否した。これに対し、学術、科学分野だけでなく、様々な分野の団体から抗議の声があげられている。

菅首相の人事権を口実にした今回の任命拒否は、科学者が戦争に動員された戦前の反省から憲法に規定された「学問の自由」や「政府からの独立性」、日本学術会議法の「推薦に基づいて任命する」との規定から逸脱している。また、過去の日本学術会議法改定の際の国会審議で「首相の任命権は形式的なものである」、「推薦された者をそのまま全員任命する」という答弁を、恣意的に覆すものである。

任命拒否が明らかになって以降、菅首相は6名の任命拒否の理由を具体的に示すこともなく、「総合的、俯瞰的な活動を確保する観点から判断」、「バランスや多様性を考慮」など、抽象的で事実とも異なる発言を繰り返し、さらには「事前の調整がなかった」と日本学術会議に責任を転嫁し、露骨な政府介入まで肯定する発言までしていることは許されない。

平和的復興、福祉に貢献し、学問の進歩に寄与することが目的の日本学術会議は、時の権力に左右されない独立した機関である。自立性や独立性を保つことは、多様な角度から真理を追究する学術研究を発展させ、社会全体が科学の成果を享受するために欠かせないものである。菅首相による任命拒否は、学問の自由と人類の平和に努力する日本学術会議の原点を踏みにじるものに他ならない。

さらに日本学術会議に対する不当な介入は、「学問の自由」にとどまらず「言論・表現・思想信条の自由」をも揺るがすもので、市民活動に重大な悪影響を及ぼしかねない問題である。

よって、国におかれては、速やかに、6名の会員候補への任命拒否を撤回し、日本学術会議より推薦をされた会員候補全員の任命をされるよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

京都府京田辺市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣